

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------|----------|--|-----|---|--------|------|------|----------|---|-----|--|
| <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1) 動物実験小委員会</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 小委員会の委員構成及び所掌事項は別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="176 646 981 1077"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物実験小委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>動物実験に又は実験動物等に関して優れた見識を有する農学府から選出された教員 7人</u> ・ <u>動物実験に又は実験動物等に関して優れた見識を有する工学府から選出された教員 2人</u> ・ <u>その他小委員会が必要と認めた者</u> </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 小委員会名称 | 委員構成 | 所掌事項 | 動物実験小委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>動物実験に又は実験動物等に関して優れた見識を有する農学府から選出された教員 7人</u> ・ <u>動物実験に又は実験動物等に関して優れた見識を有する工学府から選出された教員 2人</u> ・ <u>その他小委員会が必要と認めた者</u> | (略) | <p>第8条 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1072 646 1899 1356"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物実験小委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 3人</u> ・ <u>農学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 3人</u> ・ <u>農学研究院から選出された、その他学識経験を有する教員 1人</u> ・ <u>工学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 1人</u> ・ <u>工学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 1人</u> ・ <u>その他学識経験を有する者として、小委員会が必要と認めた者</u> </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 小委員会名称 | 委員構成 | 所掌事項 | 動物実験小委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 3人</u> ・ <u>農学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 3人</u> ・ <u>農学研究院から選出された、その他学識経験を有する教員 1人</u> ・ <u>工学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 1人</u> ・ <u>工学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 1人</u> ・ <u>その他学識経験を有する者として、小委員会が必要と認めた者</u> | (略) | |
| 小委員会名称 | 委員構成 | 所掌事項 | | | | | | | | | | | | |
| 動物実験小委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>動物実験に又は実験動物等に関して優れた見識を有する農学府から選出された教員 7人</u> ・ <u>動物実験に又は実験動物等に関して優れた見識を有する工学府から選出された教員 2人</u> ・ <u>その他小委員会が必要と認めた者</u> | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 小委員会名称 | 委員構成 | 所掌事項 | | | | | | | | | | | | |
| 動物実験小委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 3人</u> ・ <u>農学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 3人</u> ・ <u>農学研究院から選出された、その他学識経験を有する教員 1人</u> ・ <u>工学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 1人</u> ・ <u>工学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 1人</u> ・ <u>その他学識経験を有する者として、小委員会が必要と認めた者</u> | (略) | | | | | | | | | | | | |

附 則 (25 細則第 6 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。